

## 春日部市総合振興計画策定条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政運営を図り、もって将来にわたって魅力があり、かつ、強くしなやかで持続可能なまちづくりを推進するため、市の総合振興計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画 市の個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画（第6条において「個別計画」という。）の基本となり、かつ、将来における市のまちづくりの指針となる総合的な計画として、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの最も重要な基本姿勢を示すとともに、その実現に向けた基本的な施策を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の展開の方向性を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、各施策を実現するための具体的な事業の実施内容を示すものをいう。

### (春日部市総合振興計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想の策定若しくは変更又は基本計画の策定若しくは全面的な変更にあたっては、あらかじめ春日部市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第1号）第1条に規定する春日部市総合振興計画審議会（次項及び次条において「審議会」という。）に諮問しなければならない。

2 市長は、基本計画の一部の変更に当たっては、必要に応じ、審議会に諮問することができるものとする。

### (議会の議決)

第4条 市長は、審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

### (総合振興計画の公表)

第5条 市長は、総合振興計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合振興計画との整合)

第6条 個別計画の策定又は変更に当たっては、総合振興計画との整合を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、総合振興計画の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。